

平成21年度第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会議事概要

日 時 平成21年10月2日（金）15：50～

場 所 局長室

出席者 局長、企画調整室長、総務部長、消費・安全部長、食糧部長、
生産経営流通部長、農村計画部長、整備部長、統計部長

概 要

- 1 平成21年度上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況の報告
及び今後の実施予定について説明
- 2 その他

平成21年度上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況及び
今後の実施予定

(1) 上半期における発注者綱紀保持対策の実施状況

実施年月日	実施事項等
平成21年 4月 3日	4月の異動で新たに発注担当職員になった者に対し、法令遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため農林水産省発注者綱紀保持マニュアルを配布
平成21年 8月27日 ～28日	本省において各部局等の研修、講習の企画立案担当者（地方農政局発注者綱紀保持担当者等）を対象に平成21年度第1回農林水産本省発注者綱紀保持研修を開催
平成21年 9月 2日	「農林水産省発注者綱紀保持規程の一部改正について」を局内及び管内事業所等へ通知 (改正内容別紙のとおり)
平成21年 9月29日	局内及び管内事業所等における管理監督者等及び発注担当職員等を対象に平成21年度東北農政局発注者綱紀保持研修を実施（94名参加）

(2) 今後の実施予定

実施年月日	実施事項等
平成21年10月 2日	平成21年度第1回東北農政局発注者綱紀保持委員会開催
平成22年 2月上旬	管内事業所等庶務担当者会議において講習を実施
平成22年 3月下旬	平成21年度第2回東北農政局発注者綱紀保持委員会開催

※ 平成21年10月1日までに不当な働きかけに関する相談及び不当な働きかけを受けたという報告はない。

別紙

農林水産省発注者網紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(入札談合情報及び公益通報に関する事項)</p> <p>第4条</p> <p>1 [略]</p> <p>2 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）による公益通報及びその相談を受け、通報対象事実と判明している場合には、<u>農林水産省職員内部通報処理要領第4条第2項に規定する通報等受付・相談窓口へ報告するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>[以下 略]</p>	<p>第1条～第3条 [略]</p> <p>(入札談合情報及び公益通報に関する事項)</p> <p>第4条</p> <p>1 [略]</p> <p>2 管理監督者又は発注担当職員が公益通報者保護法（平成16年法律第122号）による公益通報及びその相談を受け、通報対象事実と判明している場合には、<u>農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報）第3条に規定する公益通報受付・相談窓口へ報告するものとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>[以下 略]</p>